令和８年４月

公共基準点に関する測量標一覧

１．世田谷区公共基準点　（要手続き_２ページへ）

（例）



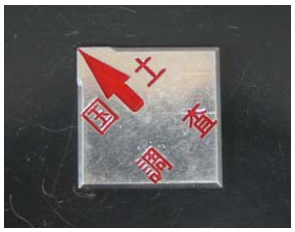




２．地籍調査に関する表示物　（要手続き_３ページへ）

（例）







３．都市再生街区基本調査に関する測量基準標識



平成２４年１月２６日付で廃点
- 道路工事等の際に撤去すること。
- 撤去した測量標は適正に処分すること。
- 撤去にあたり届出不要。

４．基準点（４級相当）

※世田谷区公共基準点の場合があるので、その場合は上記１参照。



現在使用していません
- 道路工事等の際に撤去すること。
- 撤去した測量標はカサのみ返却し、その他は適正に処分すること。
- 撤去にあたり届出不要。

問い合わせ先：世田谷区　道路・交通計画部　道路管理課　道路台帳担当
世田谷区役所二子玉川分庁舎Ａ棟２階 26 番窓口
住　　所：世田谷区玉川１－２０－１
電 話 番 号：０３－６４３２－７９２９
ファクシミリ：０３－６４３２－７９９０

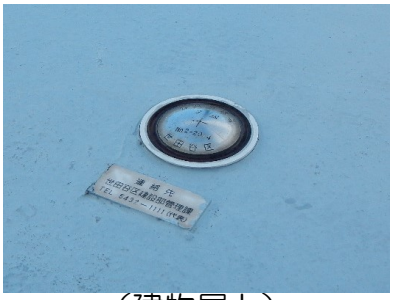
１．世田谷区公共基準点

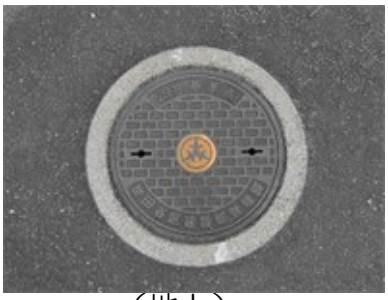
付近で工事する場合などには手続きが必要となりますので、世田谷区ホームページ「世田谷区公共基準点について」をご確認ください。

① 世田谷区公共基準点（２級）　※建物屋上は公開していません



（建物屋上）


（建物屋上）


（地上）

② 世田谷区公共基準点（３級）



（ステンレス製）


（真ちゅう製）



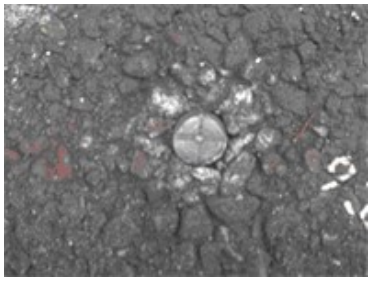
（アルミセットパイル製）



（カサあり鋲）



（鋳鉄製）


（鋲）

２．地籍調査に関する表示物

付近で工事される場合には区への手続きが必要な場合や土地所有者の承諾を要する場合などがありますので、下記に記す事項及び世田谷区ホームページ「図根多角点撤去等届出」をご確認ください。

※現時点で事業進行中の地区もあることから届出前に必ず問い合わせ先までご相談ください。

① 図根多角点

公図上の筆界線を示すもの

- 道路工事等の際に撤去すること。
- 撤去した測量標はカサのみ返却し、その他は適正に処分すること。
- 撤去にあたり届出必要。（細部図根点【二次】は不要）



図根多角点本点(Φ50mm)



図根多角点(Φ50mm)

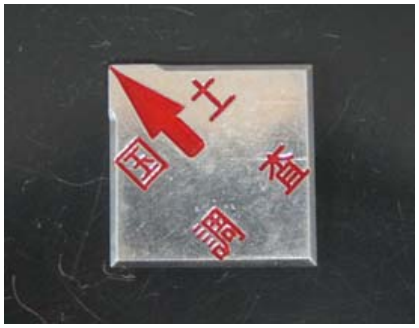


細部図根点【二次】(Φ30mm)

② 筆界点プレート（□35mm）、筆界点鋲（Φ20mm）

公図上の筆界線を示すもの

- 道路工事等で撤去する際は、土地所有者の承諾を要する。
- 撤去にあたり世田谷区への届出不要。







（例外）



類似した測量標として、法務省東京法務局不動産登記部門が不動産登記法第１４条（旧１７条）地図作製のため設置している点があり、撤去にあたり法務局へ協議が必要です。